

第191回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和元年12月20日(金)
午前10時00分～10時45分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第191回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和元年12月20日(金) 午前10時00分～10時45分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山 和貴、大澤 昭彦、田中 麻里、堀越 恒弘、齋藤 利志子、
小林 享、石原 康弘(代理 田村 貴)、幸田 淳(代理 西村 裕二)、
岩井 均、臂 泰雄、川野辺 達也、八木田 恭之、阿部 忠幸
- 4 欠席委員 小山 洋、茂原 荘一
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 眞庭課長、青木室長、矢島次長、小野次長
- 6 議案
第1号議案 前橋勢多都市計画道路の変更(3・4・4号茂木堀越線の変更)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第191回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第191回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の眞庭でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在13名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第191回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、年末のお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が1件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(眞庭課長)

ありがとうございました。

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。大澤委員と齋藤委員をお願いいたします。

(丸山会長)

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(矢島次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案

させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、公開にするとの提案でございます。
審議を公開することについて、御意見等はございますでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、傍聴を認めることとします。

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(矢島次長)

本日の傍聴者でございますが、一般、報道関係者ともにいらっしゃいませんでした。

(丸山会長)

ただ今から、議案の審議を行います。

第1号議案「前橋勢多都市計画道路の変更(3・4・4号茂木堀越線もとぎほりこしせんの変更)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(都市計画課・小野次長)

都市計画課次長の小野と申します。よろしく申し上げます。

それでは、第1号議案「前橋勢多都市計画道路3・4・4号茂木堀越線もとぎほりこしせんの変更について」御説明いたします。

お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。

前橋市大胡支所を赤い丸、上毛電鉄を黒の破線、大胡駅を白い四角の枠で示しております。濃い茶色の線で示したものが都市計画区域界であり、北側が前橋勢多都市計画区域、南側が前橋都市計画区域となっております。

今回変更する3・4・4号茂木堀越線ですが、前橋都市計画区域との境を起点とし、旧大胡町中心部を南から北に向かって縦断する幹線街路です。変更区間を赤色、変更しない区間を青色で示しています。起点側の変更しない区間は、主要地方道藤岡大胡線となっております。藤岡大胡線は、このY字になっている交差点から北東、図面でいうと右上に延びる緑の線となっておりますが、今回の変更区間は、この藤岡大胡線との分岐点から北に向かい、東西に延びる主要地方道前橋大間々桐生線との交差点までの延長約650mの区間となります。

なお、今回変更する区間の起点側、Y字の交差点から南側が県管理道路の藤岡大胡線となりますので、本議案は県決定案件となります。

添付図面の図-2又はスクリーンをご覧ください。

こちらは計画図になります。先ほどの変更区間を拡大して示しており、図面左側が北側、

右側が南側となっております。

黄色が変更前、赤色が変更後の区域、青色が変更しない区間となっております。

今回の変更ですが、こちらの引き出し線に幅員の表示があるとおり、幅員を変更前の1.6mから1.4mに変更します。詳細は後ほど御説明いたしますが、この幅員の減少は、当初計画にあった片側1m、両側で2mの植樹帯をなくすことによるものです。

また、今回の変更は幅員の減少のみであり、線形は図面右側の藤岡大胡線との交差点付近、及び図面左側の前橋大間々桐生線との交差点付近が若干変更となる他は大きな変更はありません。また、車線数もこれまでの2車線から変更はありません。

なお、お手元の議案書の2ページにあります計画書、及びこちらの図面の黒枠の中にあります変更後の幅員は、1.6mの表示となっております。これにつきましては、計画書に表示する幅員は路線の代表幅員、つまり路線全体の中で最も延長の長い幅員となります。

今回の変更区間は幅員が1.4mに変わりますが、変更しない区間も含めると本路線の代表幅員は1.6mとなるため、このような表記となっております。

スクリーンをご覧ください。

変更区間の標準断面図を示しています。上段が変更前、下段が変更後となります。

まず上段の変更前をご覧ください。本区間は、車線幅員3mの片側1車線に、路肩、植樹帯、自転車歩行者道を含む幅員1.6mで決定されております。

ここで、今回の変更内容ですが、黄色で示しました幅1mの植樹帯につきまして、事業の実施に当たり、「群馬県街路樹ガイドライン」に基づき街路樹の設置の有無について検討したところ、本区間は歩行者、自転車の交通量が街路樹の設置基準を下回ることから、地域のニーズを踏まえた上で設置しないこととし、下段にある変更後の断面図のとおり、植樹帯のない幅員1.4mに変更するものです。

スクリーンをご覧ください。

「群馬県街路樹ガイドライン」に基づく街路樹設置の検討について、御説明いたします。

左に示しましたフローが、街路樹設置の検討フローとなります。まず1次検討ですが、最初に本事業箇所は真ん中の「市街地等」に当てはまります。

次に通学路の指定状況や歩行者自転車量について見ていきますと、まず変更区間は通学路の指定はありません。また歩行者、自転車の交通量についてですが、こちらは平成27年の実測値で、歩行者と自転車の合計が12時間あたり118人台となっており、ガイドラインにある200人台という基準値を下回っています。そこで、このフローの1次検討では「設置しない」となります。

次に2次検討の合意形成ですが、ガイドラインでは「道路全体の設計の中で、沿道状況や既存街路樹の存在など地域の特徴やニーズを踏まえ、設置の有無等を決定」となっております。1次検討において、設置しないと判定した箇所についても合意形成を図るとありますが、こちらにつきましては、地元説明会において設置しないことで合意形成済みとなっております。

以上の検討によりまして、今回の変更区間では、街路樹は設置しないこととして整理しております。

添付図面の図-4又はスクリーンをご覧ください。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民

意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和元年10月11日から10月25日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、前橋市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

上武道路の供用で渋川大胡線とか前橋大間々桐生線ですね、その受ける交通量が随分変動しているので、今回の都市計画の変更は交差点の基本的には改良くらいで済むのではないかと。主要地方道の北に向かっている大胡赤城線とか藤岡大胡線と分岐しているところ、そのY字路で渋川大胡線のところを十分受けられるので、わざわざ拡幅をしたり、交差点の改良くらいで済む話。都市計画道路としての決定自体を見直すという方が例えば費用対効果の面でもいいのではないかと。上武道路の供用によって相当変わっていると思うんですよ。平成47年の推計値も随分違うんじゃないかと思うんですが。その辺はどうでしょうか。

(事務局)

平成27年の交通センサスではですね、約2,300台くらいの交通量。47年の予測値では約2,800台ということで、それなりに交通量的にはあるかなと。先生御指摘のとおり、前橋市では都市計画道路の見直しを行っており、前橋大間々桐生線からですね、大胡駅の脇を通過して渋川大胡線までのこの区間を一部廃止区間と定めてですね、今回事業化に伴う部分を先行して審議会にかけさせていただいておりますが、廃止路線を地元合意を得る手続きを含めて行っておりまして、将来的にはですね、先生の言われるとおり、前橋大間々桐生線が受けて、中心部の部分は廃止する見直しになるかと思っております。

(小林委員)

県の都計審ではこういう事案を審議するのはその通りだと思うんですけども、事情はわかりました。

(堀越委員)

堀越でございます。我々も近所なもので結構通る道なんです。今、大変狭くて、交通量が少ないという先ほどの話なんですけれども、これがこういう形で拡幅になってかなり通

りが増えるのではないかと考えております。先ほど上武の話もございました。上武からかなり降りてきたり、当然、渋川の方へ行くのでこの道路も交通量も多いんですよね。これが2車線になって、14mになって拡幅されていくと大型車もいっぱい通るようになるんだと思います。今、前橋大間々桐生線の出るところ、交差点が大変狭くて、車が一台くると止まって行き来するような感じで、不便を強いられておったところですけども、拡幅になるということはあるがたいのではないかと。当然、地元からも要望があったかと思えます。是非、進めていただければと思います。既に工事も信号の辺では始まっているかと思うんですけどもね、是非お願いしたい事業とっております。

(大澤委員)

大澤です。2点質問があるんですけども、1点目が街路樹を設置しないことにした理由として、これを拝見すると歩行者自転車の交通量が設置基準を下回っているとあるんですけども、確かに歩行者自転車、つまり道路を通る人にとっての快適性という観点から街路樹は必要なだけども、歩行者自転車の交通量が少ないから街路樹が必要ないだろうということだと思うんですけども、街路樹の効果というのはそれだけじゃなくて、例えば大気浄化効果であるとか、もちろん、自動車の交通量が多ければやはり街路樹があることによって周辺の住環境に対してプラスの影響というか、マイナスの影響が及ばないようにするというメリットがある訳です。そういう意味で、「街路樹設置ガイドライン」ですかね、ガイドラインの考え方そのものにも戻ってしまうかもしれないんですけども、歩行者自転車の交通量だけでこれを判断することが果たして合理的なのかという疑問がひとつあります。それが1点。

もうひとつが、地元説明会で設置しないことで合意形成済みとあるんですけども、実際どういう意見が出てきたのかなどについて説明いただけますか。

(事務局)

この「街路樹ガイドライン」につきましては、この3月に作成し、限られた予算の中で群馬県の風景を魅せる、群馬県の魅力を高めるという整備方針で技術的な指針を定めたものなのですが、基本的に郊外部だとか山間部については周りに緑があるので、交通量等に影響なく設置しないという方針になっておりますが、今回の場合は市街地でありまして、市街地の部分について先生の言われるように二酸化炭素の影響とか、そういう面では街路樹が効果を発揮するという面もあるかと思うんですが、ひとつの方針として日200人台という基準を定めた中で、市街地については通学路の指定されているとかそういうところで判断する基準を作ったということです。

(大澤委員)

であれば、自動車交通によって出てくる排気ガスなどへの対応というのは別に、というかそれを防止する効果としての街路樹の役割というものは考慮しないということではよろしいでしょうか。

(事務局)

今の設置基準ですと、そのところについてはですね、考慮する、判断する部分のところで設置するかしないかを判断する部分はないということです。

(大澤委員)

わかりました。それでよいのか悪いのかは私は疑問なんですけれども、続いての質問にはいかがでしょうか。

(事務局)

地元の意見といたしまして、今回事業を行う区間と県道の藤岡大胡線がございまして、今は藤岡大胡線がメインの道路となっているのですけれども、藤岡大胡線ではなくて今回の事業をする方をメインの道路にできないかというような意見が出ていたということでございますが、交通量からすると藤岡大胡線の方が7：3くらいの交通量でありまして、そういったことからですね、藤岡大胡線の方をメインの道路として考えておりまして、今回工事を行う方の路線につきましては、藤岡大胡線の方に直角に交差させる交差点を作るといような形で回答しているところであります。

それと街路樹の合意形成の中で、街路樹については特に地元から設置して欲しいとかの意見はございませんでした。

(阿部委員)

阿部でございます。ここは私の地元中の地元で、自宅前と言ったらいいでしょうか。この話はずっと知っています。この道路の計画に当たっては、合併当時の新市の建設計画に実は入っている道路です。今ようやく出入口のところの工事が始まったという状況でありまして、前橋市はもう合併して16年になるわけですけれども、最後のところなんです。地元からするととにかく早くしてくれという思いが強いわけで、(図-2の)真ん中にあるところが大正用水なんですけれども、そこを工事するのも大変かと思うんですけれども、とにかく16年たってもまだ完成しないという状況を地元から言われています。地元としてはとにかく早く作って欲しいという要望が非常にあります。

街路樹については説明はなかったですけれども、地元の意見として結果的に街路樹を作ってその下に草が生える、そういうものは全部地元がやらなくちゃならないということで、それは非常に大変なんです。センターにある大正用水のところは住宅はありませんけれども、左側の方は住宅地でありますので、結果的に住宅地の人たちは自治会で全部やらなくてはならないということで私は聞いておりますので、街路樹がなくても皆さん我慢できる状況であると思っています。今、街路樹も必要であるとの御意見もいただきましたけれども、それもよくわかりますけれども、現場とするとそういう意見も多分にあったということだけ御報告させていただきたいと思えます。ともあれ、早く終わっていただきたいというのが私の希望であります。

(岩井委員)

やはり今のお話のように、早く作ってほしいというのが一番だと思います。うちの方も

西毛広幹道がもともとは4車線化だったんですが、県の予算の関係もあって4車線だとなかなか進展が難しいと。2車線であればなんとか検討してもできるといったことがあって、2車線に計画を変えてですね、それで今進んでいるものですから、恐らく地元とすればやはり早く作ってほしいという気持ちがあるので、県としても早くするためには予算のこともあってこのような話になったと思いますので、是非地元の意向というものも尊重してもらいたいと思います。

私からは、実は一昨日、県会議員と高校生との意見交換会がありまして、臂委員も八木田委員も一緒に行ったんですけども、そこでの話が群馬県はですね、なかなか自転車道の整備が進んでいないと。前高に通う生徒は自転車ほとんどなんですけれども、やはり自転車の専用道を作ってもらいたいという話がありました。その中で、通行量の多いところについては県と市が優先してやっていますよと話をしたんですけども、関連して、この3.5mのこれが歩行者自転車道ということでなっていますけれども、ここは通学路の指定はなしということなんですけれども、通学路というのはどのような条件でなるのか。小中、あるいは高校を対象としているのかということとですね、歩行者自転車道の3.5mのその条件というかはどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

通学路の指定はですね、近辺に小学校、中学校が存在して、地元教育委員会等が通学路を指定しているということになると思います。今回の路線につきましては、近辺の小学校、中学校の通学路に指定されていなかったということです。

それと今回の自歩道の3.5mというのは、自転車通って歩行者がすれ違えるという幅員として3.5mに決めています。

(岩井委員)

通学路は小学校・中学校が対象で、高校は特に対象外ということでもいい訳ですか。

(事務局)

基本的には小中を対象として、通学路の指定をしていると認識しています。

(岩井委員)

恐らくこの道路ができると、通学路の見直しもあるかもしれないですね。こちらの方が県道で、恐らく今通っているところが前橋市道になるんでは。

(事務局)

事業区間が前橋市の事業区間となっております、藤岡大胡線自体は県が管理していません。

(岩井委員)

通学路の指定の見直しもあるかもしれないですし、今の歩行者と自転車が一緒に行けるということで、例えば歩道で3.5mの中で自転車の通る道というような表示、線引きは考

えられますか。

(事務局)

今回は自歩道で行っておりますので、群馬県では「自転車活用推進計画」というのがありますが、それですと最低が自転車道が1.5、歩行者道が2mの場合にですね、中に縁石で区切るとか植樹帯で区切るということを基本的に行っておりますので、今回は自歩道ということですので区切るという予定を前橋市からは聞いておりません。今のところ、自転車と歩行者の分離はしないということです。

(岩井委員)

通行量の関係もあるんだと思うんですけども、今後、この道路ができることにより通行量が増えると、歩行者も自転車も増えることも想定されますので、そういったことも今後ですね、検討していただきたいと思います。とりあえずは、早く作ってほしいということですけども、例えば、3.5mの自歩道のなかでですね、今は街路樹がなくなつたんですけども、街路樹を後付けでやるようなかなり広い歩道ですから、そういったところに後で地元から要望が出たときにそこに街路樹を作るというようなこともこの広さですからできるのではないかと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

(事務局)

地元との合意形成ができれば、先生の言われるようなかたちもあろうかと思うんですが、現時点ではですね、自歩道の歩道でいくということですので、今後そういう需要があればですね、また地元の方と合意形成を図っていけば可能かと思います。

(岩井委員)

その辺は今後の課題ということで、承知しました。

(小林委員)

基本的に、道交法上自転車は車道を走らなくてはならないんですけども、3.5mでマーキングとかやって区分する。自転車と歩行者を通行させるルートだとか通学に限らず、全体的な交通のネットワークというのがあって、ここの路線は自転車・歩行者を歩道の部分に通す。道路整備をするときにそういうのがないと。原則自転車は車道ですから。全体の交通量のネットワークみたいなものを作っておいて、それからだと思います。

先ほど、一番最初に申し上げたんですけども、優先されるのは交差点の改良かなと思うんですけども、先ほどの路線は、それが優先されると大分改良されるような気がするんですけども。以上です。

(事務局)

今、先生の言われたとおりでありまして、「群馬県自転車活用推進計画」というものができておりまして、ここで先生の言われるように群馬県全体ですね自転車のネットワークを各地区で定めておりまして、基本的にはそのネットワークに指定されたところを自転車

・歩行者の分離を行ってですね、進めていくというふうになっております。ただ、既存の道路とか周りについては、先生の言われるように車道を基本的に自転車は通るということですので、路側帯を利用して矢羽根で表示していくというようなことも県道については考えていきたいと推進計画の中では示しております。

追加ですね、ネットワーク図を見ますと、県道の藤岡大胡線の方がですねネットワークの指定になっておりまして、こちらの方は基本的に自転車と歩道の分離を考えております。既存の部分については、先ほど言いましたとおり、路側の部分で矢羽根で表示していくというようなかたちになると思います。

(丸山会長)

ほかに御意見はよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見もないようですので、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

では最後に「3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(眞庭課長)

報告事項としまして、「都市計画区域マスタープランの見直し」について事務局から若干報告させていただきたいと考えております。

(小野次長)

「都市計画マスタープランへの県民意見反映について」説明させていただきます。お手元のA3の資料をご覧ください。

現在、改定作業を進めております都市計画区域マスタープランについて、前回審議会で素案をお示しさせていただきましたが、9月から11月にかけて県民意見反映のため、パブリックコメント、大学生との意見交換会、オープンハウスを実施しましたので、本日はその結果概要と対応方針について、御説明させていただきます。

まず、左側の緑色の枠の中をご覧ください。マスタープランの原案について、広く県民意見を聞くことを目的として、10月11日から11月11日までの約1ヶ月間、パブリックコメントを実施したところ、5名の方より御意見をいただきました。

主なご意見は、

- ・バスは停留所や路線の見直しによって、鉄道への接続を改善してほしい。
- ・歩行者及び自転車空間の整備は積極的に進めてほしいが、車と共存出来ない危険な道路が数多く存在しているので、より安全な環境を整備してほしい。
- ・近年の自然災害の多さを鑑みると「まちのまとまり」はハザードマップで安全な場所に

誘導してほしい。

- ・まちなか居住の利点は、交通の便が良いことだと思うが、それ以上に、安価な土地や広い敷地を求めている人が多いから、郊外の人口が増加している。
- ・今よりスプロール化すると生活が立ち行かない高齢者を増やしてしまう。などの御意見をいただきました。

次に、赤色の枠の中をご覧ください。まちづくりに関心のある大学生に、まちづくりの課題を聞くために、本審議会委員の小林先生と大澤先生にお世話になり、前橋工科大学と高崎経済大学の学生さんとの意見交換会を実施しました。

主な御意見は、

- ・公共交通は学生にとって必須だが、電車、バスの本数が少なく便が悪い。
- ・バスは朝夕に混雑しており、料金も高い。
- ・駅周辺に商業施設、駅前広場等を整備して利便性を向上させてほしい。
- ・自転車安全に通行できるような道路の幅を確保してほしい。
- ・自動運転など技術革新が進めば、交通弱者の問題は解決するのではないか。
- ・大型ショッピングモールの郊外への立地を規制すべき。
- ・通学路を中心に、街灯の設置を含めた道路整備が必要ではないか。
- ・空き家の増加による治安の悪化、コミュニティの低下が心配。
- ・中心部の地価を下げれば居住するようになるのではないか。
- ・居住地は、ハザードマップとの整合も考えてほしい。

などの御意見がございました。

さらに、右側の紫色の枠の中をご覧ください。子育て世代の方を中心に、将来のまちづくりで心配なことを聞くために、イベント会場やショッピングセンターなどにおいて、来場者を対象に、マスタープランで示しているまちづくりの課題をパネル展示して、意見をいただくオープンハウスを実施しました。オープンハウスは、みなかみ町の「たくみの里」と高崎市の「イオンモール高崎」で実施し、主にアンケートにお答えいただく形式で実施し、合計292名の方に御協力いただきました。

アンケート調査の結果を、大変深刻に感じている割合が多い順に御紹介しますと、

- ・「高齢者や学生の移動手段の確保が難しくなる」が、74.3%
- ・「公共交通の維持ができなくなる」が、66.8%
- ・「空き家・空き地が増加する」が、63.4%
- ・「道路や水道などのインフラの維持管理に負担が増える」が、52.1%
- ・「郊外に大型店が進出し、まちの中心部が衰退する」が、47.9%
- ・「新しい道路が出来ても、沿道に大型店が出て渋滞が発生する」が、30.1%

という結果となりました。

以上の御意見をまとめると、主に「公共交通の不便さ」や「郊外部の開発によるまち中心部の衰退」、「空き家・空き地の増加」などについて不安を感じている御意見が多く出されており、現在改定手続きをしている、マスタープランの基本的な方向性と一致していることを確認し、大きな修正は行わず、主に文章や図表をより分かりやすく表現する修正のみを行い、12月6日から都市計画法17条縦覧を実施しています。

最後に、今後のスケジュールについて御説明します。青色の枠の中をご覧ください。

現在、都市計画区域マスタープランの変更と併せて、新たな工業団地などの造成を目的として、個別の区域を市街化区域への編入等を実施する区域区分についても都市計画の変更手続きを進めており、県案の縦覧が本日終了します。

今後は、国土交通省との協議や市町村意見聴取、県都市計画審議会などを経て、決定告示を予定しております。

ただし、都市計画区域マスタープランは、区域区分を定める方針を含んでいるため、区域区分の変更と同時に関係機関への協議など都市計画の手続きを実施する必要があり、東毛地域の区域区分の変更については、区域の箇所数や面積が多く、関係機関との協議に当初予定より時間を要しています。

そこで東毛地域を除く、県央、吾妻、利根沼田広域都市計画圏のマスタープランについては、3月の都市計画審議会にて御審議いただき、5月頃の決定告示を目途に手続きを進め、東毛広域都市計画圏については、令和2年度上期の都市計画審議会に御審議いただくことを予定しております。

以上、都市計画区域マスタープランへの県民意見反映についての御報告とさせていただきます。

(丸山会長)

ただいまの説明を受けて、委員の皆様、何かございますか。

(特になし)

(丸山会長)

それではよろしいでしょうか。その他何かありますか。

(眞庭課長)

次回、第192回審議会の開催についてですが、お手元に資料を配布させていただいたとおり、会長と御相談させていただいた結果、来年3月24日(火)の午後1時30分からの開催とさせていただくことといたしました。年度末で慌ただしい時期での開催で申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

そういうことでございますので、一部御都合の悪い先生もいらっしゃるようですが、3月24日ということでもよろしいでしょうか。どうぞ御了承いただきたいと思います。

委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会 10:45)

(議事録署名人)
